

静岡地方税滞納整理機構からのお知らせ

どなたでも入場できます。  
見に来てください！  
参加してください！

# 公売会

を開催します。

令和8年5月1日(金)

開場 12:30

入札 13:30 まで

県藤枝総合庁舎 別館(藤枝市瀬戸新屋 362-1)

★庁舎駐車場(無料)が利用できます。 ※満車時はご利用いただけません。

【公売物品(予定)】 ※全て中古品扱いです。  
フィギュア、楽器、ブランド品など約50点  
詳細はホームページ(公売会)で公開しています。



【当日の流れ】 ※入札は18歳以上の方が参加できます。

13:00~13:30 入札  
13:30~ 開札・落札者の決定  
14:00 代金支払い・物品の引渡し

【入札の参加者はお持参ください】  
○本人確認できるもの(免許証など)  
○落札予定代金(現金のみ)

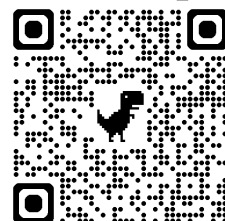
裏面の【注意事項】もお読みください。

インターネット公売  
(4月14日参加申込開始)でもバイクを  
公売します。  
詳しくはホームページを  
ご覧ください。



【お問い合わせ・ホームページ】

静岡地方税滞納整理機構  
(藤枝市田沼3-20-20)  
電話 054-639-5243  
平日8:30~17:00



## 【注意事項】

### ■公売物品 ※公売は国税徴収法に基づく財産換価の手続きです。

○公売物品は、県税及び市町税の滞納者から差し押さえている財産です。滞納が解消された場合は、対象となる物品の出品を中止します。

○全て中古品扱いになります。動作や品質の保証はしません。

### ■入札

○18歳以上の方は、原則どなたでも入札に参加できます。ただし、国税徴収法第108条に該当する方は、参加できません。

過去に公売の手続きを妨げる行為を行った者、暴力団員など。

○免許証、マイナンバーカードなど、顔写真があり本人確認ができるものをご持参ください。(見学のみの場合は、必要ありません。)

○代理人が参加される場合は、委任状が必要となります。

(法人の場合は、あわせて法人の印鑑証明書をご持参ください。)

○一度提出した入札書の引換、変更、取消しはできません。

### ■代金納付、物品引渡し

○落札代金は、当日、現金で全額納付していただきます(キャッシュレス不可)。

○公売物品は、落札代金納付により落札者へ所有権が移転します。

○落札物品は、代金納付後に引渡します。また、引渡し後は、そのままお持ち帰りいただきます。現地での保管、郵送等はできません。

○引渡し後の返品、苦情等は受けません。現況有姿での引渡しとなります。

○落札代金は、諸経費を除き、滞納者の県税及び市町税に全額配当します。

静岡地方税滞納整理機構は、静岡県と県内すべての市町が協力し、地方税の徴収が難しい滞納を共同して専門的に処理する広域連合です。

きちんと納税している皆さまの立場に立ち徴収し、税における公平性を確保します。